

自動車メーカー等による自主監査 (指定3品目)

2007年7月13日

社団法人 日本自動車工業会

自動車メーカー等は、ASR・エアバッグ・フロン回収・リサイクル業務について、各々、ART・THチーム、自動車再資源化機構を介して関連事業者に法に基づき業務委託しているため、その委託業務について適正に実施されているかを確認すべく、自主監査を行なっている。

	法28条 (再資源化の認定)	法31条 (解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)	法26条 (自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等)
ASR	<p>監査対象施設・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引取・再資源化施設(含リサイクル施設) ・減容・固化施設 <p>監査実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取・再資源化2チーム(ART・TH) <p>監査項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取、再資源化の実施状況 	<p>監査対象施設・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部再資源化施設(銅部品抜取り) ・全部利用施設(電炉等) <p>監査実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASR引取・再資源化2チーム(ART・TH) <p>監査項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部再資源化の実施状況 	
エアバッグ	<p>(引取り・処理業務)</p> <p>監査対象施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定引取場所 ・二次運搬 ・再資源化施設 <p>監査実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車再資源化協力機構 <p>監査項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアバッグ引取・再資源化の実施状況 	<p>(車上作動処理業務)</p> <p>監査対象施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車上作動処理作動処理契約業者 <p>監査実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p>監査項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全作業・実績管理の実施状況 	
フロン			<p>監査対象施設・事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定引取場所、二次運搬、破壊施設 <p>監査実施者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車再資源化機構 <p>監査項目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類引取・破壊の実施状況

ASR 引取・再資源化施設 (28条認定施設)

1. 監査実施期間

2006年4月1日～2007年3月31日

2. 監査対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、ART・THとも計画通り実施した。

	ART	TH
監査対象施設数	46ヶ所	61ヶ所
引取・再資源化施設	36ヶ所	51ヶ所
内、リサイクル施設	28ヵ所	29ヵ所
減容固化施設	10ヵ所	10ヵ所
監査実施率	100%	100%

3. 監査内容

作業プロセスの適正化

ASR引取りから再資源化までの実施状況

管理体制

生成物・残渣の管理ならびに処理状況

認定・委託要件

認定時提出書類との一致性

コンプライアンス

環境法令等の対応状況

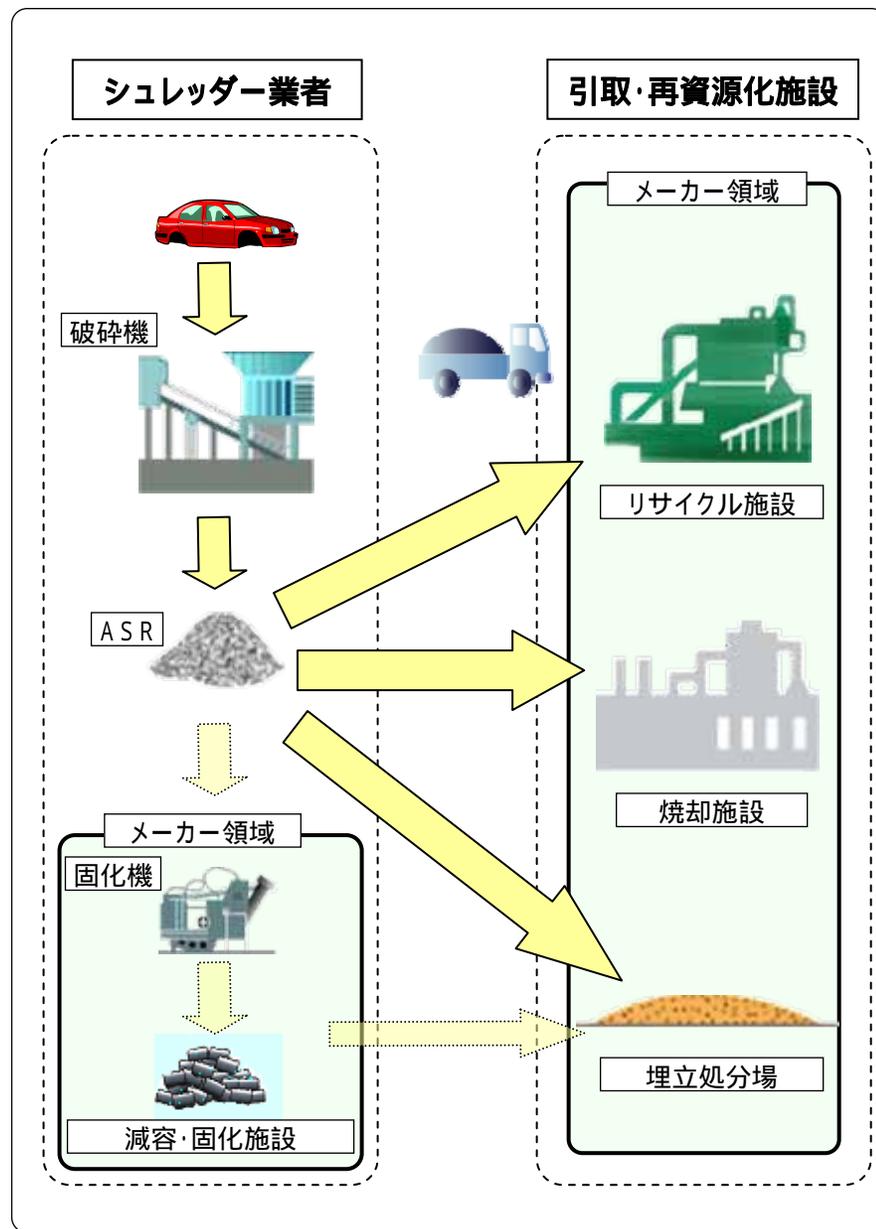
4. 監査結果

全対象施設において、ASRの引取・再資源化行為に係わる著しい問題はなかったが、下記の軽微な指摘等を実施。

一部施設において、ASR引取時の目視検査等、作業管理面で不徹底があったことから、管理体制の強化を要請。

一部施設において、28条認定内容に対する変更連絡の未実施を指摘、変更申請した。

(許可証の更新、設備の軽微な変更等)



全部再資源化施設 (31条認定施設)

1. 監査実施期間

2006年4月1日～2007年3月31日

2. 監査対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、ART・THとも計画通り実施した。

	ART	TH
監査対象施設	179ヶ所	206ヶ所
全部再資源化施設 (銅部品抜取り事業者)	160ヶ所	184ヶ所
全部利用施設(電炉等)	19ヶ所	22ヶ所
監査実施率	100%	100%

書面監査を含む

3. 監査内容

- 作業プロセスの適正化
- 全部再資源化の実施状況
- 管理体制
- Aプレスの管理状況
- 認定・委託要件
- 認定時提出書類との一致性
- コンプライアンス
- 環境法令等の対応状況

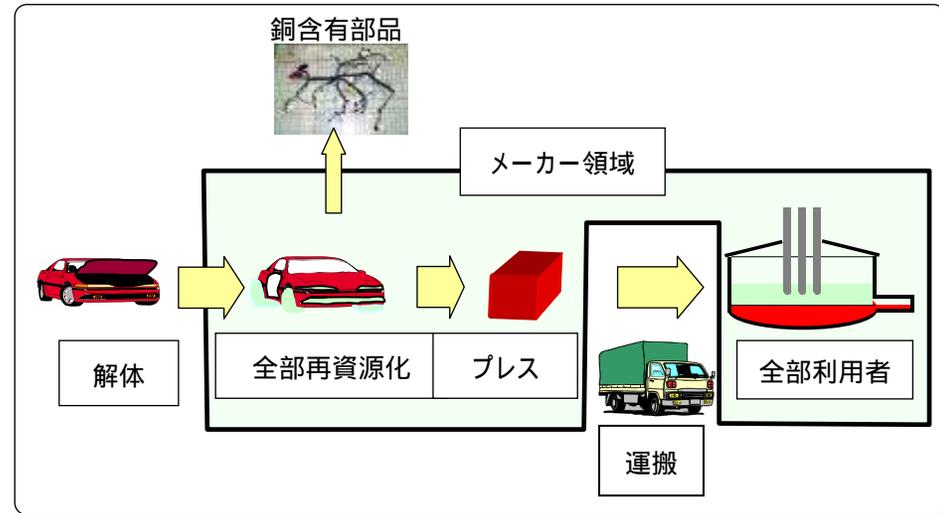
4. 監査結果

全対象施設において、全部再資源化行為に係わる著しい問題はなかったが、下記の軽微な指摘等を実施。

一部施設において、銅含有部品の抜取り不徹底等、作業面の問題があり、作業管理体制の強化を要請。

一部施設において、31条認定内容に対する変更連絡の未実施を指摘、変更申請した。

(許可証の更新、設備の軽微な変更等)



エアバッグ類引取・再資源化施設(28条認定施設)

1. 監査実施期間

2006年 4月 1日 ~ 2007年 3月31日

2. 対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、計画通り実施した。

指定引取場所と再資源化施設が異なるケース	
指定引取場所	22ヶ所
再資源化施設	2ヶ所
指定引取場所と再資源化施設が同一のケース	
指定引取場所兼再資源化施設	3ヶ所

3. 監査内容

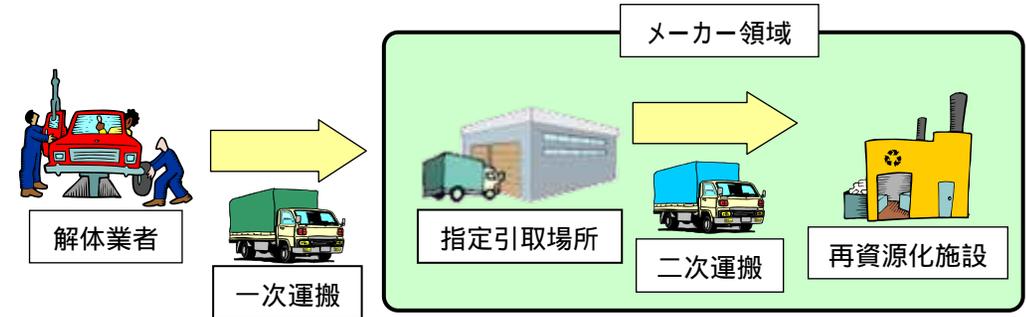
作業プロセスの適正化
 引取り、再資源化处理、物流用具発送・管理、
 移動報告等
 管理体制
 保守管理、物流管理、再資源化実績管理等
 認定・委託要件
 廃棄物処理法許可取得・更新状況、
 再資源化施設の設備、再資源化能力、
 エアバッグ類再資源化効率等
 コンプライアンス
 環境法令等への対応状況

4. 監査実施結果

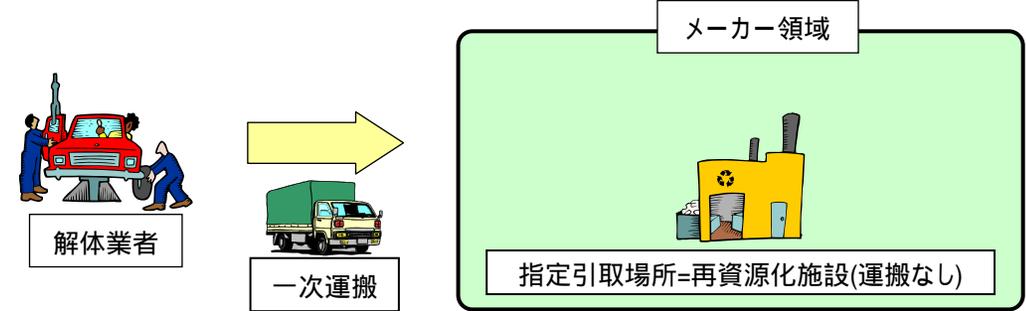
全対象施設において、委託業務に係る著しい問題はなかったが、下記指摘等を実施し、後日、改善されたことを確認した。

施設内保管場所追加の未申請
 エアバッグ類以外の物品の混入等
 引取報告の一部遅延

指定引取場所と再資源化施設が異なるケース



指定引取場所と再資源化施設が同一のケース



エアバッグ類車上作動処理業者(28条認定業者)

1. 監査実施期間

2006年 4月 1日 ~ 2007年 3月31日

2. 対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設に対する監査(右図の太枠部分)は、年度計画(400事業所)を上回る事業所の監査を実施した。

契約事業所数	2,440事業所
作動処理実績があった事業所数	1,921事業所
監査実施事業所数	413事業所
(05/06年度実施実績合計: 859事業所)	

05/06年度監査により、車上作動処理契約事業者におけるエアバッグ類処理台数の約90%をカバーした。

3. 監査内容

作業プロセスの適正化

作業時装備、作業環境、実施方法等安全面の確認
管理体制

処理実績の管理、適正な移動報告、苦情発生時の対応
認定・委託要件

契約に基づく施設状況、業務取回しの確認等

4. 監査実施結果

全監査実施事業所において、委託業務に係る著しい問題はなかったが、下記指摘等を実施し、後日、改善されたことを確認した。

管理台帳と引渡報告の業務手順の齟齬

標準作業手順以外の方法による処理

実績管理での不備

解体業者



登録事業所数: 約6,500事業所

メーカー領域

車上作動処理委託契約業者

委託契約事業所数:
約2,500事業所



処理実績があった事業所数: 約2,000事業所

監査実施済み事業所数:
約860事業所

処理実績がない事業所数:
約500事業所

フロン類引取・破壊施設

1. 監査実施期間

2006年 4月 1日 ~ 2007年 3月31日

2. 対象となる施設と監査実施数

2006年度の監査対象施設(右図の太枠部分)に対する監査は、計画通り実施した。

指定引取場所と破壊施設が異なるケース	
指定引取場所	4ヶ所
破壊施設	1ヶ所
指定引取場所と破壊施設が同一のケース	
指定引取場所兼破壊施設	5ヶ所
フロン類回収業者 ~ 破壊施設が同一のケース	
フロン類回収業 ~ 破壊施設	2ヶ所

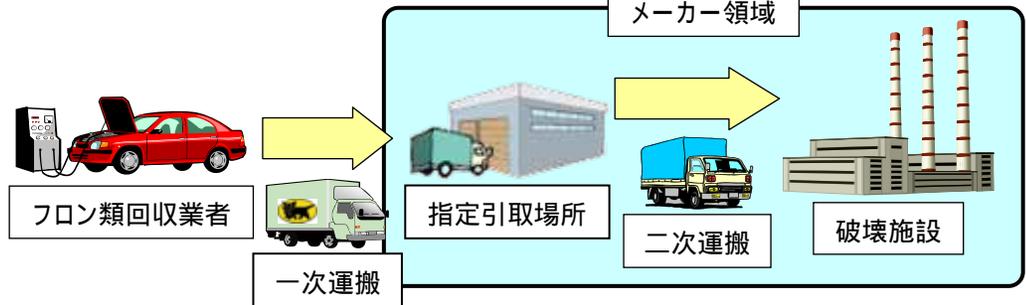
3. 監査内容

作業プロセスの適正化
 引取り、破壊処理、移動報告等
 管理体制
 保守管理、物流管理、破壊実績管理等
 認定・委託要件
 破壊施設業の許可、破壊能力、
 フロン類分解効率等
 コンプライアンス
 環境法令等への対応状況

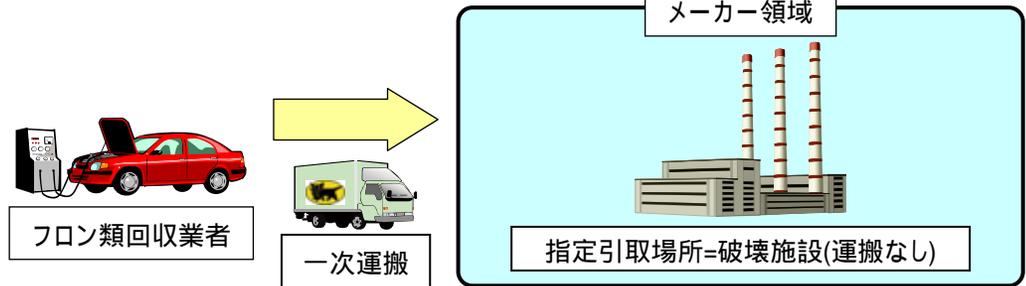
4. 監査実施結果

全対象施設において、委託業務に係る著しい問題はなかったが、下記の指摘等を実施し、後日、改善されたことを確認した。
 漏れ防止キャップを一部で未使用
 必要書類が一部未更新

指定引取場所と破壊施設が異なるケース



指定引取場所と破壊施設が同一のケース



フロン類回収業 ~ 破壊施設が同一のケース

